

ほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光スタンダードプラン料金割引等に関する規約

北海道電力株式会社

第1条（規約の適用）

1. 北海道電力株式会社（以下「当社」といいます。）は、ほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン料金割引等に関する規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより、当社が別に定めるほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン契約約款およびほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン セキュリティサービスに関する利用規約（以下「各種サービス約款等」といいます。）に定める各種サービス（以下「各種サービス」といいます。）について、基本月額料金等の割引およびその他特典（以下、基本月額料金等の割引とその他特典を総称し「本特典」といいます。）を適用いたします。
2. 本規約に定めがない事項については、各種サービス約款等を適用いたします。
3. 当社は、本規約の実施日以降に提供を開始する各種サービスに限り、本特典を適用いたします。
4. 当社は、基本月額料金等の請求がない場合は、本規約に定める基本月額料金等の割引の適用は行いません。

第2条（規約の変更）

1. 当社は、民法第548条の4の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合は、本規約を変更できるものといたします。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
2. 当社は、電気通信事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行なう場合、当社が適切であると判断する方法により説明いたします。

第3条（申込みの承諾）

1. 本特典の申込みがあった場合、当社は、当社が受け付けた順に従い、承諾いたします。
2. 当社は、本規約に定める適用条件を満たさない場合、本特典の申込みを承諾しないことがあります。

第4条（本特典の適用終了）

1. 当社は、本規約に定める本特典の適用期間が満了した場合、その適用を終了いたします。この場合、当社は本特典の適用終了について、通知いたしません。
2. 当社は、本規約に定める本特典の適用期間が満了する前に、本特典を終了する場合があります。この場合、当社は本特典の終了について、事前に通知いたします。
3. 当社は、本特典の適用開始後、本特典の適用期間が満了する前に、本規約に定める提供条件を満たさなくなった場合、その適用を終了いたします。この場合、当社は本特典の適用終了について、通知いたしません。

第5条（本特典の中止中断）

当社は、当社の都合により、本特典を中止または中断する場合があります。

第6条（本特典の適用条件および適用内容）

1. 光回線のりかえ特典

（1）当社は、ほくでん光 スタンダードプランの契約者（以下「契約者」といいます。）が、次の条件をすべて満たす場合、別表に定める金額をお支払いいたします。なお、お支払いする金額の決定にあたり、対象となる他社のインターネットサービス（以下「他社サービス」といいます。）の解約にともない発生する解約違約金、工事費または機器の残債および工事費用（以下「解約違約金等」といいます。）は、インターネットサービス1回線の解約にともなう解約違約金等に限りません。

① ほくでん光 スタンダードプランの申込時点で、他社サービスを利用しており、当社への申込みが転用（東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）の提供するインターネットサービスからの契約切替をいいます。）または事業者変更（他の光コラボレーション事業者（NTT 東日本から提供を受ける「卸提供役務」を利用した光電気通信網を用いた FTTH アクセス回線サービスを提供する事業者をいいます。）の提供するインターネットサービスからの契約切替をいいます。）であること。

② ほくでん光 スタンダードプランの契約成立日以降に、他社サービスを解約し、解約違約金等が発生していること。

③ ほくでん光 スタンダードプランの提供開始日が属する月を1か月目として、8か月目の末日時点で、ほくでん光 スタンダードプランの契約が継続していること。

④ ①および③の条件を満たした契約者へ通知する当社のウェブサイト上の手続きフォームにおいて、必要事項を入力するとともに、解約違約金等が確認できる書類をアップロードのうえ、当社の指定する期日までに登録すること。

（2）当社は、契約者が、過去、同一の場所において、ほくでん光 スタンダードプランを利用していた場合は、前号を適用いたしません。

（3）当社は、第1号④の当社のウェブサイト上の手続きフォームへ登録いただいた内容に不備がないことを確認し、手続きが完了次第、契約者の指定する金融機関の口座へ別表に定める金額をお支払いいたします。ただし、当社の当該手続きが完了する時点において、ほくでん光 スタンダードプランの提供に関する契約を解除している場合は、この限りではありません。

2. 新設工事費相当額割引

（1）当社は、ほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン契約約款に定める新設工事費が発生する場合で、当該工事が派遣工事であるときは、ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプラン提供開始日の属する月を1か月目として、別表に定める割引期間の間、同表に定める割引額を適用し、ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランの基本月額料金から割引いたします。

（2）当社は、契約者が、過去、同一の場所において、ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランを利用していた場合は、前号を適用いたしません。

3. ほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプランセキュリティサービス基本月額料金初月無料特典

（1）当社は、ほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン セキュリティサービス（以下「本セキュリティサービス」といいます。）の利用希望者が、本セキュリティサ

ービスの新規申込みを行なった場合は、本セキュリティサービスの利用開始日の属する月の月額利用料を無料といたします。

- (2) 当社は、本セキュリティサービスの契約者が、過去、同一の場所において、本セキュリティサービスを利用していた場合は、前号を適用いたしません。

附則

本規約は、2024 年 7 月 16 日から実施いたします。

別表

別表 1（光回線のりかえ特典）

対象サービス	対象となる他社サービスの解約違約金等	最大支払額（税込）
ほくでん光 スタンダードプラン （戸建）（3年定期契約）	解約違約金、工事費残債、特定サービスの 回線撤去費用、モバイルルーター機器残 債、光でんわのアナログ戻し工事費用	15,000 円
ほくでん光 スタンダードプラン （集合）（3年定期契約）		10,000 円

別表 2（新設工事費相当額割引）

対象サービス	工事区分	割引額（税込）	割引期間
ほくでん光 ハイスピードプラン （戸建）（3年定期契約）／ ほくでん光 ハイスピードプラン （集合）（3年定期契約）／ ほくでん光 スタンダードプラン （戸建）（3年定期契約）／ ほくでん光 スタンダードプラン （集合）（3年定期契約）	派遣工事で屋内 配線を新設する 場合	1 回目から 29 回目まで 733 円 30 回目 743 円	30 か月
	派遣工事で屋内 配線を新設しな い場合	1 回目から 29 回目まで 388 円 30 回目 408 円	